

## 富山県小児医療等提供体制検討会設置要綱

### (目的)

第1条 次世代を担う子ども達の命と健康を守るため、本県の小児医療提供体制のあり方等を検討するため、富山県小児医療等提供体制検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 持続可能な小児医療提供体制のあり方に関すること。
- (2) その他県において必要とされる小児医療の提供に関すること。

### (組織)

第3条 検討会は、委員20人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、知事が任命し、又は委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 検討会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討会は、知事が招集する。

### (ワーキンググループ)

第7条 検討会には、検討会における検討事項を専門的に調査検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの委員は、会長が指名し、又は会長の推薦により有識者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 前項の規定により有識者のうちから知事が任命し、又は委嘱したワーキンググループの委員の任期は、1年以内とする。
- 4 ワーキンググループに座長を置き、座長は、ワーキンググループの委員のうちから会長が指名する。
- 5 第5条第3項及び第4項並びに前条の規定は、ワーキンググループについて準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「座長」と、

「検討会」とあるのは「ワーキンググループ」と、「委員」とあるのは「ワーキンググループの委員」と読み替えるものとする。

6 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、富山県厚生部医務課において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年6月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の後最初に知事が任命し、又は委嘱する検討会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。